

浜田市告示第 42 号

浜田市地域づくり振興事業補助金交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市地域づくり振興事業補助金交付要綱等の一部を改正する告示

(浜田市地域づくり振興事業補助金交付要綱の一部改正)

第 1 条 浜田市地域づくり振興事業補助金交付要綱（平成 18 年浜田市告示第 57 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(この告示の失効)

4 この告示は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(浜田市地域づくり振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の一部改正)

第 2 条 浜田市地域づくり振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示（令和 3 年浜田市告示第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 浜田市地域づくり振興事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号に次のように加える。

ウ 集会所施設の解体

第 3 条中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とする。

第 5 条第 3 項を次のように改める。

3 第 1 項に規定する申請のうち、第 3 条第 1 項第 6 号に規定する事業にあつては、1 年度当たり 1 回に限りすることができる。

別表第 1 1 の項を次のように改める。

1 集会所施設、関連設備等整備事業	認可地縁団体	1 新築 集会所施設の新築に要する直接経費	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額
	町内会等 又は地区まちづくり推進委員会	2 用地取得 集会所施設を新築するための用地取得に要する直接経費	
		3 改修等 集会所施設の改修若しくは増築又はその関連設備の整備若しくは改修に要する直接経費	

認可地縁 団体又は 町内会等	4 解体 集会所施設の解体に要する直 接経費
----------------------	------------------------------

別表第 1 6 の項を削り、同表 7 の項中「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同項を同表 6 の項とする。

別表第 2 1 の項中

「

1	新築	150 万円
2	用地取得	50 万円
3	改修等	150 万円

を

」

「

1	新築	300 万円
2	用地取得	50 万円
3	改修等	50 万円
4	解体	200 万円

に

」

改め、同表 5 の項を削り、同表中 6 の項を 5 の項に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 3 月 27 日から施行する。